

指定通所介護及び指定第1号通所事業契約書

利用者と医療法人社団谷掛整形外科診療所(以下、「事業者」といいます)はリハビリデイーマーめいど(以下、「事業所」といいます)において利用者に対して行う指定通所介護及び指定第1号通所事業(以下、「通所介護」といいます)について、次のとおり契約します。

○ 第1条(契約の目的)

- 1 事業者は、利用者に対し、介護保険法および関係法令の趣旨を遵守し、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、指定通所介護及び指定第1号通所事業(以下「通所介護」といいます。)を提供し、利用者は、事業者に対しそのサービスに対する料金を支払うものとします。

○ 第2条(契約期間)

- 1 この契約の契約期間は本契約締結日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
- 2 契約満了の2日前までに、利用者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、本契約は同じ条件で自動更新されるものとし、以後も同様とします。

○ 第3条(通所介護計画)

- 1 事業者は、利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて、ケアプラン(居宅サービス計画または介護予防サービス計画書、または介護予防マネジメントケアプラン)に沿って、通所介護または第1号通所事業にあつては「通所介護計画」を作成します。事業者はこの通所介護計画の内容を利用者およびその家族等に説明し、同意を得た上でその写しを交付します。
- 2 サービスの提供時間や回数の程度、実施内容等については、前項の通所介護計画に定めます。ただし、利用者の状態の変化や計画に位置付けられた目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。
- 3 事業者は、利用者に係る居宅サービス計画が作成されていない場合でも、通所介護計画の作成を行います。その場合に、事業者は、利用者に対して、居宅介護支援事業者または介護予防支援事業者を紹介する等、居宅サービス計画の作成のために必要な支援を行うものとします。
- 4 事業者は、利用者の心身の状況やその置かれている環境等の変化により援助目標や具体的なサービス内容を変更する場合、または利用者もしくはその家族等の要請に応じて通所介護計画についての変更の必要の有無を調査し、その結果、必要があると認められる場合には、利用者及びその家族等と協議して、通所介護計画を変更します。
- 5 事業者は、通所介護計画を変更した場合には、利用者に対してその内容について確認し、同意を得た上でその写しを交付します。

○ 第4条(通所介護の提供場所・内容)

- 1 通所介護の提供場所はリハビリデイサービスセンターです。所在地および設備の概要は【重要事項説明書】のとおりです。
- 2 事業者は、第3条に定めた通所介護計画に沿って通所介護を提供します。

○ 第5条(サービスの提供の記録)

- 1 事業者は、通所介護の利用状況、実施内容などのサービス提供の状況を記録し、必要な場合は家族等と連絡を取るものとします。
- 2 事業者は、サービス提供記録を作成することとし、この契約の終了後5年間保管します。
- 3 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第2項のサービス実施記録を閲覧することができます。
- 4 利用者は、当該利用者に関する第2項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。ただし、複写の実費として当該複写物1枚当たりの費用を支払うものとします。

○ 第6条(料金)

- 1 利用者は、通所サービスの対価として【重要事項説明書】に記載される利用単位毎の利用料及びその他の費用をもとに計算された月毎の合計額を支払います。
- 2 事業者は、当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、利用月毎までに利用者へ送付します。
- 3 利用者は、原則として当月の料金の合計額を翌月27日までに金融機関口座引き落としの方法にて支払います。
- 4 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収証を発行します。

○ 第7条(サービスの中止)

- 1 利用者は、事業者に対して、サービス提供日の前日17時まで(前日が日曜日の場合は土曜日の17時まで)に通知をすることにより、料金を負担することなくサービス利用を中止する事が出来ます。
- 2 利用者がサービス提供日の前日17時までに通知することなくサービスの中止を申し出た場合は、事業者は、利用者に対して【重要事項説明書】に定める計算方法により、料金の全部または一部を請求することができます。この場合の料金は第6条の他の料金の支払いと合わせて請求します。

- 3 事業者は、利用者の体調不良等の理由により、通所介護等の実施が困難と判断した場合、サービスを中止することができます。この場合の取扱いについては【重要事項説明書】に記載したとおりです。

○ 第8条(料金の変更)

- 1 事業者は、利用者に対して、1ヶ月前までに文書で通知することにより利用料の単価の変更(増額または減額)を申し入れることができます。
- 2 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく【重要事項説明書等】を作成し、お互いに取り交わします。
- 3 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し、文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

○ 第9条(契約の終了)

- 1 利用者は事業者に対して、1週間の予告期間をおいて文書で通知をすることにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができるものとします。
- 2 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月間の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができるものとします。
- 3 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - ② 事業者が守秘義務に反した場合
 - ③ 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - ④ 事業者が介護保険法令その他諸法令により行政処分を受け通所サービスの提供が行えない場合
 - ⑤ 事業者が破産した場合
- 4 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ① 利用者のサービス利用料金の支払が2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払われない場合
 - ② 利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、または利用者の入院もしくは病気等により、3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合
 - ③ 利用者またはその家族が事業者やサービス従業者または他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合

5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
- ② 利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合
- ③ 利用者が死亡した場合

○ 第10条(秘密保持)

- 1 事業者および事業者の使用する者(以下「職員」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者及び職員は、利用者またはその家族からから予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、他の居宅サービス事業者等に、利用者等の必要な情報提供を行いません。
- 3 前項により情報提供を受けた者は、事業者および職員と同様に第1項の適用を受け、守秘義務が生じるものとします。
- 4 当該事業所の職員であった物は、正当な理由がなくその業務上知り得たご利用者及びその後見人又はご家族の秘密を漏らしません。

○ 第11条(賠償責任)

- 1 事業者は、通所サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、利用者に対してその損害を賠償するものとします。
- 2 利用者およびその家族が故意または重大な過失により、施設、職員またはその他の利用者等に損害を及ぼした場合、その損害を賠償請求することがあります。

○ 第12条(緊急時の対応)

- 1 事業者は、現に通所サービスの提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、家族または緊急連絡先へ連絡するとともに速やかに主治医に連絡を取る等必要な措置を講じます。

○ 第13条(連携)

- 1 事業者は、通所介護の提供にあたり、介護支援専門員(当該利用者を担当する介護支援専門員がいる場合に限ります。)および地域包括支援センター、保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

○ 第14条(相談・苦情対応)

- 1 事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、通所サービスに関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速かつ誠実に対応するものとします。
- 2 事業者は、利用者が苦情申し出等を行ったことを理由として何らかの不利益な取り扱いを致しません。

○ 第15条(利用者代理人)

- 1 利用者は、代理人を選任してこの契約を締結させることができ、また、契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることができます。
- 2 利用者の代理人選任に際して必要がある場合は、事業所は成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の内容を説明するものとします。

○ 第16条(虐待防止に関する事項)

- 1 事業所は、入居者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 虐待を防止するための介護従業者等に対する研修の実施
 - (2) 入居者及びその家族からの苦情対応体制の整備
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置

○ 第17条(身体拘束)

- 1 事業者は、サービス提供に当たり身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。ただし、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 2 前項ただし書きの規定に基づき身体的拘束等の行為を行った場合には、事業者は、直ちに、その日時、態様、利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由、当該行為が必要と判断した職員等及び当該行為を行った職員等の氏名その他必要な事項について、ケア日誌(サービス提供記録書)等に記録します。

○ 第18条(本契約に定めのない事項)

- 1 利用者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。
- 3 この契約は、介護保険法に基づくサービス及び同一種類の介護保険外サービス(利用限度額を超えるサービス)を対象としたものであるため、利用者がこれ以外のサービスを希望する場合には、別途契約するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名または記名押印の上、1通ずつ 保有するものとします。

契約締結日 年 月 日

契約者氏名
事業者

<事業者名> 医療法人社団 谷掛整形外科診療所

<住所> 奈良県奈良市神殿町644番地の1

<代表者名> 理事長 谷掛 駿介

利用者

<住所>

<氏名> _____

印

(家族又は代理人)

<住所>

<氏名> _____

印